

条例化を検討すべき事項に対する部会の意見・考え方

1. 商業

	主な意見の概要	部会としての考え方	備考
1-1	商店会加入率を向上させるためには、一定の強制力を持たせることが必要である。	商店街振興組合法においても、加入・脱退は個人の判断に委ねられている。これに反した内容を条例で定めることは困難であることから、条例では努力規定の条文とならざるを得ない。 一方、商店会加入者に対して優遇措置を設ける規定をしている区もある。杉並区においても、罰則を与えるのではなく、加入者にインセンティブを与えることで、条例の実効性を高めていきたい。	加入率の向上につながる優遇措置の具体策については、計画の中で十分に検討する必要がある。
1-2	商店会未加入者に対して罰則を与えたり強制加入させたりすることは難しいと思う。加入者を優遇する方が自然ではないか。		
1-3	街路灯の電気代等への分担金などに対し、応分の負担を求めることはできないか。	街路灯の維持費等、商店会の加入の有無にかかわらず便宜の供与を受けるものについては、条例上、応分の負担を求めるようにできないか。	条文の例：「商店街の中にある事業者は、商店街活動への応分の負担と協力を行うよう努めなければならない」
1-4	まちづくりの視点からの商業（商店街）振興を条文化できないか。	商店街の充実を図ることが、まちに賑わいを生みだすことにつながる。商業（商店街）振興は、まちづくりとも密接不可分の関係にある。商店街の組織力を高めることが、区民生活にも好影響を与えるという意味合いも押さえておく必要がある。	

	主な意見の概要	部会としての考え方	課題など
1-5	大型店との共存について	大型店を敵視するのではなく、共存するための視点というところがとても重要である。経済産業省の「大規模小売店舗を配置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、「大型店の社会的責任の一環としてまちづくりに積極的に対応すべき」という言葉が出てくる。こういった観点からも検討が必要である。	商店街への加入を促進するだけではなく、大型店と個店が共に地域に貢献するとの視点から条例化・計画化を検討する必要がある。
1-6	大型店とチェーン店は定義が異なる。それぞれ分けて考える方がよい。	条例では、「大型店」として規定している区や、「事業者（チェーン店、スーパーマーケット等を含む）」と規定している区があるなど2つの方法がある。 その条文の目的・性格に合わせて、より理解しやすい表現を検討する必要がある。	

2. 工業

	主な意見の概要	部会としての考え方	課題など
2-1	住宅化に伴い、工業に関する事業者の多くは区外に流出した。環境に負荷をかけなければ、杉並にも工業があってもよいと思う。	住宅化が進行している杉並区における工業の目指すべき方向は、以下の2つが考えられる。 ① <u>工場を誘致し、工業分野のさらなる発展を目指す</u> ② <u>現在も継続して事業を行っているものを維持</u>	杉並区の工業はどのような方向を目指していくべきか、審議会のご意見もうかがいたい。
2-2	区内には、騒音や悪臭を発生する業種は残っていない。色々と課題はあるが、現在まで残っている印刷や精密加工の分野をどのように維持・発展させていけるか。	みどりの住宅都市である杉並の現状では、“環境に配慮しつつ”“住・商・工が調和する環境整備事業”などの表現が考えられる。 また、区内産業の更なる発展・継続をしていくためには、技術力の向上・継承が欠かせない。	
2-3	杉並区内での工業の現状を踏まえると、「発展」という言葉を条例に盛り込むことは現実的ではないかもしれない。		
2-4	工場の多くは区外に出たかもしれないが、本社が残っている会社は多くある。そういった企業を区民にPRしていけないか。	本社があることを区民へPRしても、自身の生活との関わりをイメージすることは難しいのではないか。工業が杉並区の産業に果たしている役割や区民生活の影響を理解できる条文にしてはどうか。	

3. 農業

	主な意見の概要	部会としての考え方	課題など
3-1	本来ならば、農地の「活用」と「保全」は分けて考えるものであるが、現状では一体的に行うものとなってしまった。	都市農地には「防災」、「環境」、「教育」など、農産物の生産以外にも様々な機能を有している。これらの恩恵は農業者に限らず、全ての区民が享受しているものである。このことを区民が理解し、農地保全の必要性を理解できるような条文とする。 国税である相続税や実質的に都が徴収している固定資産税について区が支払いを猶予・免除することは不可能である。また、既に自立している業種である農業の従事者に対する生活保障を条例で定めることについて、他の産業関係者や区民の理解を得られるのか疑問が残る。 「都市農地の保全に必要な措置を行う」と「地産地消の推進」をキーワードとして、条文化を検討する。	区・区民・農業者の責務（役割）を条例上で明確化することにより、区の農業振興策の実効性を高めることにつなげる。なお、振興策の詳細については、産業振興計画に盛り込み、具体化していくことになる。
3-2	生産緑地地区の賃貸借が可能になれば、保全につなげられると思う。		
3-3	相続により土地を手放す例もある。これらをどのように解決していけるか。		
3-4	農業者の中には、区へ、補助金などによる一定程度の収入の保障（生活保障）を求めている人もいる。		

4. アニメ・観光

	主な意見の概要	部会としての考え方	課題など
4-1	様々な観光資源の再整理を行い、改めて他産業との関係を集約してはどうか。また、観光資源とアニメを結びつけることも一案である。	特定の産業の事業運営に関する内容を条例に盛り込むことは困難である。具体的な内容については条例ではなく、今後の事業展開において実現の可能性を検討・実施する方がよいのではないかと。	“商・工・農”の分類にあてはまらない「サービス業」についての取扱いをどうするか、検討が必要である。
4-2	集客施設を点で存在させるのではなく、面で捉えられるようにすること。	条文化にあたっては、“アニメ”“観光”など特定の業種に絞った表現とするか、“新たな産業分野”“地場産業”のように全体をオブラートに包んだ表現とするか、条文の内容により検討する必要がある。	アニメもそうだが、杉並にはたくさんの産業資源・観光資源がある。これを整理・再整備することにより、そこに「杉並らしさ」のヒントが出てくるのではないかと。
4-3	アニメ産業と商店街とのコラボを考えた場合、そこをプロデュースする人が必要である。		
4-4	アニメを根付かせるためには、根気よく活動していく人が欲しい。助成金などでそのような人材を確保することはできないか。		
4-5	散歩を楽しめるようなマップがほしい。		

5. その他条例化を検討すべき事項

	項目	部会としての考え方	課題など
5-1	地域経済の活性化、区内産業の発展を推進していくために必要な区民の協力や義務	<p>産業振興施策には、商店街や事業者を対象としたものが多く、区民にとって身近に感じるものが余りないかもしれない。条例で、区の産業振興の観点から区民の役割を明らかにすることにより、産業と区民生活は密接不可分な関係であることを明確にする。</p> <p>区民の役割として、以下の3項目を条文に盛り込む。</p> <p>①産業振興が区民生活に密接に関わりがあり、区民生活を向上させるものである。</p> <p>②消費活動を通じて産業振興の推進に努める ⇒産業振興が地域社会の活性化に寄与する</p> <p>③（区内産業の特性を理解し、）区や事業者又は商店会が行う産業振興施策に協力するよう努める</p>	「区民」の定義を条例上規定している区もある。杉並区の条例上定義を明確にする必要があるか、その内容・目的から検討する必要がある。
5-2	区内で事業を営む者に求められる社会貢献・地域貢献のあり方	<p>事業者も地域社会の一員である。自らの事業活動、自分の利益を追求するだけでは地域の理解は得られにくいし、かえってこういった考え方では双方の発展を阻害してしまう。条例では、事業者と地域が調和を図り、共に歩んでいくというような考え方を盛り込むべきではないか。</p> <p>また、道路整備・まちなみ・清掃などといった活動は、地域社会全体でつくられているものなので、この意味からも条文化は必要である。</p>	

	項目	部会としての考え方	課題など
5-3	中小企業が区内で活躍するために必要な環境づくり	<p>杉並区の事業者の大半は中小企業。その中小企業の経済活動が、産業の活性化と地域社会の発展に大きく貢献していく。したがって、当条例にとって、中小企業振興の視点は欠かせない。中小企業は区内産業の主要な担い手であり、区はその成長と発展を支えることとなる。</p> <p>一方、中小企業は、ただ支えられるべき対象ではなく、自らも積極的な役割を果たすという視点も重要である。そして、それが中小企業だけでなく、大企業も含めた事業者全体の果たすべき役割にもつながっていくと考えられる。</p>	<p>第1回の審議会では、「これまで中小企業全般にわたる支援が必ずしも十分ではなかったので、重点的に捉えて振興策をつくる」「条例を策定し、中小企業事業者の健全な発展を促進する基本事項を定める」との話があった。議論が尽くされていなかったため、審議会でもう一度ご審議いただきたい。</p>
5-4	ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくり	<p>他区の条例にはないが、これからの社会に目を向けて、こういった視点を入れていくことも必要である。</p> <p>神奈川県<small>の</small>中小企業活性化推進条例には「中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること」という条文がある。杉並区にとっても今の流れとしても、こういった文言で条文化していきたい。</p>	<p>この2項目については、審議会で議論がされていない。条例化は困難であるかもしれないが、産業振興を進めるにあたり大変に重要な視点でもある。他区の条例には見られないが、「杉並らしさ」という観点もふまえて検討が必要である。</p> <p>計画に盛り込むことも視野に入れ、審議会でもご議論いただきたい。</p>
5-5	性別・年代・障害の有無を超えた雇用機会の確保	<p>他区の条例にはないが、重要な視点である。条例化は難しいかもしれないが、検討が必要な項目である。</p>	